

答 申 書

平成 29 年 2 月 24 日

丸亀市長 梶 正治 様

丸亀市男女共同参画審議会
会 長 岡 本 恵 子

「第 3 次男女共同参画プランまるがめ」(案) について (答申)

平成 27 年 11 月 20 日付 27 総人第 85 号で諮問のあった「次期丸亀市男女共同参画プランの策定について」について次のとおり答申します。

記

男女共同参画審議会は、次期丸亀市男女共同参画プランの素案策定に関し、平成 29 年 2 月 14 日まで 5 回の会議を開催し、国の第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）など男女共同参画社会の形成に向けた国内の動きや本市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら、慎重に審議を重ねました。

本諮問案は、平成 27 年 11 月 20 日の会議にて、次期プランの基本構想について、重点項目を最重要課題に絞り、今後 5 年間で確実に男女共同参画社会づくりを推進させるとの方向性を確認し、ワーキンググループ会議における市内企業や地域団体へのヒアリング実施など調査・研究を重ねた経過を尊重した原案となっており、その内容は丸亀市男女共同参画推進条例の基本理念にも適っており、おおむね妥当なものと認められます。

しかし、本市における男女共同参画推進の施策には今なお改善すべき点も多く、庁内における職員間の意識格差及び管理職の意識改革の遅れが男女共同参画プラン推進の弊害となっているケースも見受けられ、審議会でも問題視されたことをここに明記するとともに、丸亀市男女共同参画推進条例第 4 条に規定された市の責務を果たすことを希求します。

また、本市における主要施策に位置づけられている男女共同参画社会の実現を進めるためにも、現行プランの施策にて滞っているものについては庁内推進体制を一層強化することで是正されるよう強く求め、次期プランは、すべての職員のさらなる意識改革に基づき確実に実行されることを切に望みます。

なお、以下の提言に配慮されるとともに、審議の過程で各委員から出された意見も反映されるよう求めます。

1. 本プランでは、『男女のワーク・ライフ・バランスの推進』と『配偶者などからの暴力の根絶』を重点目標としました。

前者については、市内事業所に関わる「産業振興課」、地域コミュニティに関わる「市民活動推進課」、子育てに関わる「子育て支援課」「幼保運営課」、介護に関わる「高齢者支

援課」など特に関わりの深い担当課においては、男女共同参画室と連携の上、家庭、職場、地域における市民のワーク・ライフ・バランス推進の視点での事業展開を心がけてください。

また、後者については、DV対策ネットワーク会議などに関係する各課は、相談事業や支援事業にあたって、被害者の人権・個人情報保護に配慮し適切に対応してください。

この二つの重点目標については、今後5年間に取り組むべき重要課題であるため、目に見える形での成果を報告できるよう取り組んでください。

2. 丸亀市役所がイクボス宣言を行ったことは審議会でも評価しています。丸亀市は一事業所として、職員特に男性職員の育児休業取得促進に積極的に取り組み、市内事業所への模範となることで、本市におけるワーク・ライフ・バランス推進のスピードアップを図ってください。
3. 本プランの一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「丸亀市女性活躍推進計画」として位置づけています。「丸亀市特定事業主行動計画」とともに確実に推進されることを期待します。
4. 本プランの一部は引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけています。DVなどの被害は周囲から認識されにくいので、市民生活に密着した関係団体の構成員に対する理解促進が不可欠ですが、その対策は不十分です。各団体を担当する部署は、早急にDV防止への理解を深めるための事業に取り組んでください。
5. 「第三次丸亀市行政改革プラン」にて行政力の強化として管理職への女性の登用促進を挙げるなど、本市における様々な計画には男女共同参画の視点が入っているので、本プランと各計画とで連携・整合した推進を求めます。
6. 今後の市政運営においては、いかなる計画・施策・事業の企画・立案・実施に際してもその基本姿勢に男女共同参画の視点を持って取り組まなければなりません。丸亀市男女共同参画推進本部は、丸亀市男女共同参画推進条例を遵守してその責務を果たしてください。また、本条例が広く市民に普及するために、市長はじめ市職員及び市議会において、条例の基本理念の正しい理解を深めてください。
7. 男女共同参画推進における課題解決には旧来の行政手法と異なる観点が必要であり、とりわけ担当部署の部長、課長、室長には専門的な知識が欠かせません。男女共同参画について認識を深める職員研修の実施など様々な学習機会を設けるべく、格段の配慮を求めます。
8. 本プランを実効性あるものとし確実に推進するためにも、施策の進行状況を定期的に審議会に報告し、その意見を各課の事業に反映させてください。施策推進の遅れや停滞のある部署には、審議会への説明を要請します。